

## 砂防ボランティア活動等功労者表彰規程

### (目的)

第1条 この要領は、砂防ボランティア活動及び砂防ボランティア団体の運営発展に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人を広く表彰し、もって砂防ボランティア活動の発展に寄与することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 砂防ボランティア活動等功労者表彰（以下「表彰」という。）は、砂防ボランティア全国連絡協議会のメンバーである砂防ボランティア団体の会員に関して、第3条（表彰基準）に掲げる功労があった個人に対して行う。

（ただし、国土交通大臣が行う土砂災害防止功労者表彰を受賞することとなったものは除く。）

### (表彰基準)

第3条 表彰の基準は、原則として次に掲げるとおりとする。適用にあたってはこれまでの表彰実績等を考慮するものとする。

- (1) 砂防ボランティア活動として行った土砂災害危険箇所の点検結果に基づく措置により、地域住民の生命又は身体の保護に多大の成果をあげたこと。
- (2) 砂防ボランティア活動として、講演活動等に5年以上にわたり取り組み、地域住民の土砂災害防止思想の普及・啓発に多大の功績があったこと。
- (3) 砂防ボランティア活動として、土砂災害に対する地域の警戒避難体制の整備・充実に5年以上にわたり取り組み多大の功績があったこと。
- (4) 砂防ボランティア団体の会長を5年以上にわたり務め、団体の運営並びに発展に顕著な功績があったこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、砂防ボランティア活動及び砂防ボランティア団体の運営に関し顕著な成果をあげたこと。

### (表彰権者)

第4条 表彰権者は、砂防ボランティア全国連絡協議会会長とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰権者が記念品を授与して行う。

(表彰の時期等)

第6条 表彰は、毎年度「砂防ボランティア 全国のつどい」において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

(表彰の推薦等)

第7条 各砂防ボランティア団体並びに国及び都道府県の砂防関係部局の長は、表彰に値すると認められる者があるときは、その旨を表彰権者に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦を受けた場合、表彰権者は砂防ボランティア活動等功労者表彰審査委員会の審査に付するものとする。

(砂防ボランティア活動等功労者表彰審査委員会)

第8条 砂防ボランティア全国連絡協議会事務局内に砂防ボランティア活動等功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成員は、別表のとおりとする。
- 3 委員会に委員長を置き、砂防ボランティア全国連絡協議会会長が務める。
- 4 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(死亡した者の表彰)

第9条 第3条各号に掲げる功労があるものが表彰の日以前に死亡したときは、生前日にさかのぼって表彰することができる。

(附則)

- 1) この規程は、平成24年11月19日から施行する。
- 2) この規程は、令和2年6月15日から施行する。

別表（第8条第2項関係）

砂防ボランティア全国連絡協議会会長

砂防ボランティア全国連絡協議会事務局長

砂防ボランティア団体代表（2～3団体）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部地震・火山砂防室長

直轄砂防事務所代表所長

都道府県代表砂防課長